



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出・2件（水産課）…………… 1
- 選挙管理委員会事項**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 1

告 示

沖縄県告示第355号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年10月10日から同月24日まで宜野座村漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 宜野座村字漢那1429番地漢那団地E-101 上原直彦、宜野座村字漢那1425番地 當山榮
- 2 加入区 宜野座加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 宜野座村漁業協同組合

沖縄県告示第356号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年10月10日から同月24日まで金武漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和5年10月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 金武町字屋嘉1667番地48 與那城正淳、金武町字金武5672番地の1 屋比久健
- 2 加入区 金武加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 金武漁業協同組合

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和5年沖縄県選挙管理委員会告示第13号は、廃止する。

令和5年10月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,495
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,841
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,874
うるま市選挙区	33,174
沖縄市選挙区	37,403
宜野湾市選挙区	26,232
浦添市選挙区	30,443
那覇市・南部離島選挙区	88,604
豊見城市選挙区	16,913
島尻・南城市選挙区	35,905
糸満市選挙区	16,155
宮古島市選挙区	15,318
石垣市選挙区	14,825
国頭郡選挙区	18,059
中頭郡選挙区	41,674

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--